

路上生活者巡回相談事業実施要綱

平成20年2月29日特別区厚生部長会決定
平成27年3月17日特別区福祉主管部長会改正
令和5年8月22日特別区福祉主管部長会改正

(目的)

- 第1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱(以下「大綱」という。)に基づき実施する路上生活者巡回相談事業(以下「巡回相談事業」という。)に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と呼称することができる。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者をいう。

福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。

福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。

施設長：巡回相談事業の管理運営責任者をいう。

事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。

ブロック別協議会：事業の円滑な実施のため、路上生活者対策事業運営協議会運営要綱第7に基づき、特別区の各ブロックに設置する「ブロック別事業推進協議会」をいう。

委託法人：巡回相談事業の実施を委託された法人をいう。

(事業内容)

- 第3 巡回相談事業は、特別区内を巡回し、路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者(以下「路上生活者等」という。)の状況を把握し、これらの者に対して、生活、健康、就労その他自立に関する面接相談を実施する。
- 2 前項の面接相談において、必要に応じ路上生活者対策事業等の紹介・利用あっせんを行う。

(事業の実施)

第4 巡回相談事業は、特別区のブロックごとに実施する。

- 2 巡回相談事業を行うにあたって委託法人は、福祉事務所、保健所、及び医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。

(利用者負担)

第5 この要綱に基づき委託法人が実施する事業については、利用者負担を求めない。

(職員)

第6 委託法人は、巡回相談事業を実施するため、巡回相談主任その他必要な職員を置かなければならない。

- 2 巡回相談主任は、専任の職員としなければならない。
- 3 職員の配置基準等は、事業運営協議会が協議のうえ、別途定める。

(施設長の責務)

第7 施設長は、所管区域の路上生活者等の実態把握に努めるとともに、その自立を支援しなければならない。

- 2 施設長は、事業運営協議会の定める基本方針等に基づき、あらかじめ巡回相談業務計画を策定して事業運営協議会に提出するとともに、その実施に必要な体制を確保しておかなければならない。
- 3 施設長は、前項に定める巡回相談業務計画の策定にあたっては、ブロック別協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。
- 4 施設長は、事業の実施状況及び相談経過等を記録しておくとともに、事業実績等を定期的に事業運営協議会に報告しなければならない。
- 5 各施設長は、相互に協力して特別区内の巡回相談事業が円滑に実施できるよう、連携を図らなければならない。

(委託法人の責務等)

第8 委託法人は、本事業の実施に必要な事務が行える環境を整備しておかなければならない。

- 2 委託法人は、別に定める相談記録等のほか、対象者に対する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。
- 3 委託法人は、本事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。
- 4 委託法人は、毎月及び本事業終了時、その運営に関して、速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者巡回相談事業実施要綱（平成18年4月1日付、以下「旧要綱」という。）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則 （平成27年3月17日特別区福祉主管部長会決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年8月22日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 施行日以前に実施する巡回相談事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。